

東中学校いじめ防止基本方針

川越市立東中学校

令和 7 年 4 月

目 次

I いじめの防止等に関する基本的な考え方について

- 1 いじめ防止等に関する基本理念 1
- 2 いじめの定義及び認知 1
- 3 いじめの未然防止 2
- 4 いじめの早期発見 3

II いじめに対する基本的な対応について

- 1 いじめに対する措置 3
- 2 いじめの解消について 5
- 3 その他の留意事項 5

III 重大事態への対処について

- 1 重大事態の定義 6
- 2 重大事態への対処 6

IV 東中学校いじめ防止基本方針の策定及び見直しについて

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定 7
- 2 学校いじめ防止基本方針の見直し 7

I いじめの防止等に関する基本的な考え方について

1 いじめの防止等に関する基本理念

- 全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱に据え、全ての生徒において、いじめをしない心・いじめをさせない心を育てる。
- いじめの未然防止、早期発見、発生時の対応を強化することを共通認識とし、学校、家庭、地域、関係機関と連携していじめの根絶に努める。

(1) いじめの未然防止

- ①日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない心」を醸成すること。
- ②いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して安全な学校生活を送れるような学校づくりをすること。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より報告・連絡・相談等の校内体制を整備すること。
- ②いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめを受けている生徒を絶対に守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たること。

2 いじめの定義及び認知

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条1項より）

- (1) 以下の4点に該当した際、または、いじめの事実があると疑われる際においては、学校はいじめと認知し、調査・対応を開始する。

- ①児童生徒同士で発生する。
- ②一定の人間関係が存在する中で発生する。
- ③心理的又は物理的な影響を与える行為が発生する。
- ④受けた側が心身の苦痛を感じている。

(2) 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめを認知する際の方針

- ①個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている生徒の立場に立つて行う。
- ②いじめの認知については、「学校いじめ対策委員会」をもって行う。
- ③けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめとして認知する。
- ④いじめを受けている生徒の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめと認知して対応する。
- ⑤いじめの事実確認においては、当該生徒の保護者と連携して対応する。

3 いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 教職員が一丸となり、いじめの未然防止、早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。
- (2) 「厳しく教え、優しく育て、導き支えていく」という教師の姿勢を大切にし、深い信頼関係に基づく指導・援助に努める。
- (3) 「安全・安心な学校」を目指し、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成する。
- (4) 小学校との連携を充実させ、いじめの防止に向けた取組を組織的かつ系統的に推進する。(9年間を見通した指導体制の充実)
- (5) 生徒会を中心とした「いじめ撲滅宣言」により、生徒自らがいじめのない学校を築こうとする自主的・自治的な活動を推進する。
- (6) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- (7) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動・各種行事の推進により、お互いの人権を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

- (8) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (9) 道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 各学期のアンケート調査や定期的な教育相談における二者面談等を実施し、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 学級担任と生徒が交わす生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) SNSを利用したいじめについては発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

Ⅱ いじめに対する基本的な対応について

1 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめとして認知し、今後の対応方針等について協議をする。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、常設の組織として「東中学校いじめ防止対策委員会」を置くものとする。組織の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導部、養護教諭の生徒指導部の教職員に加え、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、状況に応じて学校運営協議会委員を構成員とした組織とする。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は、「東中学校いじめ対策委員会（小委員会）」で直ちに報告し、情報を共有する。
- ⑤東中学校いじめ対策委員会で協議し、関係生徒から事情を聴き取る等、学校いじめ防止基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ⑥校長は、市教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている生徒及びいじめをしている生徒の保護者に連絡する。
- ⑦指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(3) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ①いじめを受けている生徒から、事実関係の聴取を行う。状況によっては家庭訪問等により、迅速に（全容が分からなくても分かった範囲で）保護者に事実関係を伝える。
- ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ③いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ⑤必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(4) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめをしている生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめ行為が確認された場合は、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめをしている生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) インターネット上のいじめへの対応

- ①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ②必要に応じて、法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ③ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ④インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑤SNS等を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

2 いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを必要とする。

【いじめ解消の定義】

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月間止んでいること。
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

※「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る。

3 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) 学校評価

学校評価において、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

（３）地域や家庭との連携について

東中学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者会や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

Ⅲ 重大事態への対処について

１ 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第２８条）

いじめにより生徒が次のような状況または疑いがあると認めるときに、重大事態として対応を進める。

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当の期間（年間３０日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥その他、校長や教育委員会が認めるもの

※生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

２ 重大事態への対処

- （１）重大事態が発生した場合、市教育委員会へ発生を報告する。
- （２）調査主体は学校の設置者（市教育委員会）が判断する。
- （３）対象生徒・保護者等に対して重大事態調査実施前に事前説明を行う。

【重大事態に当たると判断した後に説明・確認する事項】

- ①法で定義されている重大事態について説明
- ②調査の目的
- ③調査組織の構成に関する意向の確認
- ④調査事項の確認
- ⑤調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥窓口となる担当者や連絡先の説明

【調査組織の構成など体制が整った段階で説明する事項】

- ①調査の根拠、目的
- ②調査組織の構成
- ③調査時期・期間（スケジュール・定期報告）
- ④調査事項・調査対象

- ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥調査結果の提供
- ⑦調査終了後の対応

（４）重大事態の調査組織による調査を開始する。

- ①いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に把握し明確にする。
- ②いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ③いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査（在籍している生徒や教職員からのアンケート調査や聴き取り調査）について協議し、その上で調査を行う。

※アンケートによる調査については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍している生徒やその保護者に説明する。

（５）調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。

※情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（６）学校が調査を行う際、市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（７）調査結果について、学校は「いじめ事案に関する報告書」にて市教育委員会に報告する。

Ⅳ 東中学校いじめ防止基本方針の策定及び見直しについて

１ 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第１３条に則り、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を策定する。

２ 学校いじめ防止基本方針の見直し

校長は、東中学校いじめ防止対策委員会において毎年度、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、見直しが必要と認められるときは、その結果に即して見直しを図る。